（様式１）

　　年 月 日

技術研修実施申込書

　大分県産業科学技術センター

　　センター長　　　　　　　　　殿

（申請者）

所在地：

会社名：

代表者（もしくは受講者の所属する部門長）：

TEL：　　　　　　　FAX：

連絡担当者名：

下記のとおり技術研修を申込みます。

１．技術研修内容（※希望する技術研修の内容をご記入ください。）

　・研修題目：

　・研修内容：

　注）研修題目、研修内容は、実施後ホームページ等で公開いたしますので、表現等ご注意ください。

２．実施希望日（時間）

３．実施希望場所（※「○」をご記入ください。→その他の場合は、具体的な場所を記入）

①　産業科学技術センター　　　②　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　）

４．受講希望者（所属、役職名、氏名）

５．当センターの技術研修は、一般向けに開催の事前告知を行う事を原則としています。

　　御社以外の参加者を望まない場合は下のチェックボックスをチェックし、その理由を記載して下さい。

　　□自社以外の参加者を望まない

　　　（理由：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

６．その他（※機器の持込などがありましたらご記入ください。）

大分県産業科学技術センター技術研修（企業対応分）実施要領

（目的）

第１条　この要領は、大分県産業科学技術センター技術研修実施・受講料徴収要綱（以下「要綱」という。）に基づき、大分県産業科学技術センター(以下「センター」という。）が実施する技術研修のうち、企業の要請により実施する技術研修に関して必要な事項を定めるものである。

（技術研修の申請の要件）

1. 技術研修の実施を申請できる者は、原則として県内外の中小企業者とする。

２　研修の分類は、要綱第２条のとおりとする。

（技術研修の申請の手続き）

第３条　技術研修の実施を希望する者（以下「研修希望者」という。）は、技術研修実施申込書（様式１）（以下「申込書」という。）を大分県産業科学技術センター長（以下「センター長」という。）に提出しなければならない。

２　前項の申込書の研修の実施が可能な場合、研修担当者は要綱第３条に規定する研修計画書をセンター長に提出し、センター長は様式２により研修希望者に技術研修の実施を通知する。

３　申込書の研修内容が実施出来ない場合は、センター長は様式３によりその旨を研修希望者に通知するものとする。

（技術研修の実施について）

第４条　前条により、研修の実施が決定した場合、要綱に基づき研修を実施するものとする。

（補則）

第５条　この要領に定めるもののほか、技術研修の実施に当たって必要な事項は、センター長が別に定める。

附則

この要領は、平成２２年４月２６日から施行する。

　　　附則

　　　この要領は、令和４年１１月１５日から適用する。